

議案第79号

栃木県市町村総合事務組合同規約の変更に伴う協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、栃木県市町村総合事務組合同規約の変更について協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月5日提出

大田原市長 相馬 憲一

栃木県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、栃木県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて協議する。

令和 年 月 日

大田原市長 相馬 憲一

栃木県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

栃木県市町村総合事務組合規約（平成18年栃木県指令市町村第1212号）の一部を次のように改正する。

別表第2第4条第4号に掲げる事務の項及び同表第4条第5号に掲げる事務の項中「栃木市」を「栃木市 佐野市」に改める。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。